

令和3年7月1日から

「久喜市空家等の適切な管理に関する条例」

を施行します。

市では、空家等対策の実効性を高めるため、空家等に関する新たな条例を定めます。

●条例の主な内容

管理不全な空家等の所有者等へ助言・指導・勧告を行います。

空家等の管理は、所有者等の責務です。

市では、管理不全な状態により周辺に影響を与えている空家等の所有者または管理者へ適切に管理するよう助言・指導・勧告を行います。

空家等

市内に所在し、おおむね1年以上居住その他の使用がされていない建築物、これに付属する工作物（門や塀など）のことをいいます。また、その敷地も含まれます。

管理不全な状態

老朽化又は自然現象により空家等が倒壊、一部が剥離又は飛散し、当該敷地外にある者の生命、身体又は財産に被害を及ぼすおそれのある状態

敷地内の草木が著しく繁茂し、剪定又は除草が必要であり、周囲への生活環境を害するおそれがある状態

不特定者の侵入等による火災又は犯罪が誘発されるおそれのある状態

周辺の生活環境のために、放置することが不適切となるおそれのある状態



「緊急安全措置」ができるようになります。

管理不全な空家等が地域の皆さんに重大な危害を及ぼすおそれがあり、所有者等がすぐに対応できない場合で、緊急に措置を行う必要があると認められる場合に限り、市が必要最小限の範囲で実施します。発生した費用は、後日、所有者または管理者に請求します。

??

緊急安全措置でできること

- 施錠確認
- 解放されている扉・窓・門扉の閉鎖
- 空家等の著しく破損した部分の養生
- 空家等の一部の落下・飛散の防止
- 立木等の剪定
- 雑草の除去
- 動物、害虫の駆除
- 空家等への立入りが禁止であることの表示
- 空家等へ近寄ることが危険であることの注意喚起



定期的に見回りや除草を行うなど、周囲に迷惑をかけないようにしましょう！



所有者の責務

空家等は、個人の財産であり、管理不全な状態になることによって、近隣や通行者に悪影響を及ぼさないよう、所有者や管理者、相続人等は適切に管理しなければなりません。

管理不全な状態の空家等が原因で、近隣の住民や通行者等に人的・物的損害を与えた場合、所有者や管理者、相続人等の責任を問われることがあります。

【空家についてのご相談をお寄せください。】

久喜市 建設部 都市整備課 住宅係

〒346-8501 久喜市下早見85番地の3

電話 0480-22-1111 (内線4676) FAX 0480-22-0300

メール toshiseibi@city.kuki.lg.jp



久喜市ホームページ【空家対策】